

令和3年度 東京都立新宿高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- (2) しかしながら、いじめはどの学校にでも起こりうることを認識し、教職員一同が未然防止、早期発見に取り組む。
- (3) 教職員は、いじめられた生徒または周囲からの情報を確実に受け止め、生徒が安心・安全な学校生活を送れるように、保護者や関係諸機関との連携も含めて、組織的にかつ迅速に対応する。
- (4) 人権に対する教職員の鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校生活全般を通じて、生徒の人権意識を涵養する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、東京都いじめ防止対策推進条例第3条の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため本組織を置くものとする。

イ 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見
- 早期対応
- 重大事態への対応

以上のことに対する計画・実施・検証等(詳細は別紙参照)

ウ 会議

年3回(5月、10月、2月)を定期開催とし、かつ指導案件がある場合に適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、生活指導部担当、保健部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任、その他校長が必要と認める者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

○問題行動の未然防止、早期解決に向けての保護者、地域、関係機関との連携

○問題行動の未然防止、早期解決に向けての保護者、地域、関係機関との情報共有

ウ 会議

原則として、年1回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保護者、警察署職員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめ総合対策」を活用した生徒指導(7月、12月、3月)

イ 「新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ」を生まないための生徒指導

ウ 「いじめ防止カード」の配布と活用

エ 年3回以上の生徒面談の計画・実施

オ スクールカウンセラーによる1年次生全員面接の計画・実施

(2) 早期発見のための取組

ア 年2回、生活意識調査等を実施し、いじめの早期発見に役立てる。

イ スクールカウンセラーによる1年次生全員面接の計画・実施

ウ 年3回以上の生徒面談の計画・実施

エ 教職員やスクールカウンセラー等による休み時間の校内巡視と情報共有

オ 学校非公式サイト等のネットパトロール

カ 年2回の「ふれあい月間」取組による生徒状況把握

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核として教職員間での情報共有を図り、教職員の役割分担を明確化する。

イ 被害を受けた生徒に対して、担任(副担任)、教育相談連絡会を中心にスクールカウンセラーや保護者等と連携したケアを行う。また、保護者と連携しながら安全の確保を図る。

ウ 加害生徒の特定をし、いじめをやめさせ、再発防止指導を担当(副担任)、教育相談連絡会を中心にスクールカウンセラーや学校サポートチームと連携して組織的、継続的に行う。また、保護者への助言を行い、協力を得る。

エ いじめを伝えた生徒に対しても、被害生徒同様に、保護者と連携しながら安全の確保を図る。

オ 中部学校経営支援センターへ報告をし、情報の共有を図るとともに支援を受ける。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒に対するケアを複数教員(担任、副担任、生活指導部担当等)で連携して行う。

情報共有は管理職を交えて、日に2回以上行う。帰宅後の様子についても保護者と日に1回以上の連絡を行う。

イ スクールカウンセラーを積極的に活用し、被害生徒同様に保護者のケアも含めて情報共有を徹底する。

ウ スクールソーシャルワーカーを活用して福祉の専門的な観点から被害生徒の家庭状況を把握し、家庭との密な連携を通して、不測の事態を回避する支援を行う。

エ いじめが原因での不登校生徒に対して緊急避難措置を講ずる。

オ 被害生徒に対して暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合は、被害者保護、被害拡大防止の点からも警察への相談・通報を行い、協力を得る。

オ 加害生徒に対しては適切な指導を行う。必要に応じて懲戒やスクールカウンセラー等のケアも行う。また、保護者に対してもスクールカウンセラー等の活用を通じて支援を行う。

カ 必要に応じて、児童相談所、医療機関、東京都教育相談センター内の「いじめ等の問題解決支援チーム」等と連携をする。

キ いじめ対策緊急保護者会開催を検討する。

5 教職員研修計画

(1) 研修1 4月 いじめの未然防止及び早期発見について

(2) 研修2 10月 いじめ事例研究

(3) 研修3 2月 職層研修の還元

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会で東京都教育委員会作成の資料配布、協力依頼

(2) スクールカウンセラーを活用した保護者相談

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 日ごろから四谷警察署少年係との連携を行う。

(2) 地域からの通報には丁寧に対応し、正確な情報を得ることで初期対応を確実にを行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートへのいじめ防止項目の設定

(2) 学校評価アンケートに基づく意見聴取及び分析

(3) 学校経営計画への反映

別紙

学校いじめ対策委員会所掌事務

<未然防止>

- 学校いじめ防止基本方針の策定〔法第13条〕
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 弁護士等を活用した法教育の実施
- 「いじめに関する授業」の実施、児童会・生徒会等による取組への支援
- 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- 学校評価による検証と基本方針の見直し

<早期発見>

- スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等の状況の把握
- 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施によるいじめに係る情報の収集
- ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- 「いじめ発見のチェックシート」の集約・分析
- 学校ホームページや保護者会等を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

<早期対応>

- 速やかな対応策の検討、実施
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等
- 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有
- いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有など
- 地域人材を活用した登下校時の見守り

<重大事態への対応>

- 所管教育委員会への報告・ファイリングと連携
- 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
- 加害の子供への懲戒や出席停止の検討
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法第28条に基づく調査を実施するため所管教育委員会が設置する組織との連携・協力